

**重要**

**H27年4月1日より  
フロン排出抑制法が施行されました**

《所有者・使用者の皆様へ》  
「点検」「記録の保全」が  
**義務化** されました



**エアコン付農機・保冷库は  
3か月に1度  
簡易点検が必要です**



**点検を継続することで、フロン漏出の早期発見が可能です  
環境保護のため、簡易点検の実施をお願いします**

《 記録の保全 》

点検結果は機械を廃棄するまで 保管  
中古品として販売する時は 点検表も添付

**JAグループ茨城**